

防犯登録の利用目的について

防犯登録は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の
駐車対策の総合的推進に関する法律」第12条3項により
自転車利用者の義務となっております。

防犯登録の個人情報情報は、国家公安委員会規則第12号に
基づき、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の
回復に利用されます。